

議員提出議案第14号

間伐材搬出促進事業の継続を求める意見書

このことについて、下記のとおり、鳥取県知事に意見書を提出する。

平成18年12月20日

提出者 三朝町議会議員 平井満博

賛成者 三朝町議会議員 藤井克孝

賛成者 三朝町議会議員 吉田公博

賛成者 三朝町議会議員 杉原憲靖

賛成者 三朝町議会議員 知久馬 二三子

平成18年12月20日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

間伐材搬出促進事業の継続を求める意見書

森林は、古来、県民生活と深くかかわってきた。木材の生産はもとより、災害の防止、良質な水の安定的な供給などを通じて、安全で豊かな生活が築かれ、多くの県民にとっての原風景や信仰の対象となることで精神活動も支えられてきました。

また、私たちが生活していくことのできる環境を守る上で、重要な役割を果たしています。特に、近年では、地球温暖化の主たる要因である二酸化炭素の吸収源として重要な役割が期待されています。

地球温暖化対策については、京都議定書に定める我が国の温室効果ガス削減目標6%のうち、3.9%を森林による吸収量で確保することとしており、削減約束の達成には森林の健全な育成が不可欠なものとなっています。

しかしながら、森林整備を担う林業は、木材価格の低迷等により採算性が大幅に悪化しています。

この結果、県内の森林は放置林が目立ち、間伐などの未実施は森林の持つ多面的な機能を大幅に減退させて来ました。

このため鳥取県では、この間伐促進対策として平成14年度より「間伐材搬出促進事業」を実施され、一定の成果を挙げて来ました。

然しながら、「間伐材搬出促進事業」は平成19年度以降の実施が未定であり、当事業を継続実施することが、林業の活性化を促し、山村地域の振興と森林の持つ多面的な機能の維持に繋がるものであります。

については、鳥取県におかれては、森林整備の推進と山村地域の活性化を図るため、平成18年度で終了予定の「間伐材搬出促進事業」を平成19年度以降も継続して実施し、森林の機能保全を図られるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月20日

鳥取県東伯郡三朝町議会